

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新規)

				資料番号	35-6	担当課	薬務衛生課
法令名	温泉法	根拠条項	14の10	不利益処 分の種類	採取を行う者に対する緊急措 置命令等		
温泉法(抄) (昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号)							
(緊急措置命令等)							
第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。							